

購買事業のご連絡

当 J A の購買事業について、ご安心してご利用いただけますように、以下のとおり取扱いをさせていただきます。

1. 現金でお買い上げの際には、J A 所定の領収書（レシート）を発行します。
2. 現金によるご返品の際は、組合員さまからレシートの返却のうえサインをいただきます。万一、レシートを紛失された場合は伝票へサインをいただきます。
3. 購買ご利用明細書は原則として毎月 25 日まで郵送または職員が配布しております。
4. 購買代金を集金する際には、J A 所定の領収書を発行します。
5. 大口等の購買未収金取引をされる組合員さまには、購買未収金取引約定書を締結いただきます。
6. 事故防止のため、農薬保管庫は通常施錠させていただいております。
7. 劇毒物農薬をご購入の際には、譲渡証に署名・押印をいただきます。
8. 購買代金を組合員さまの貯金口座から引き落とす際には、貯金自動引落依頼書をいただいております。

※本年 10 月より購買未収金取引をご希望される組合員さまと営農規模等に応じた年間のご利用上限額をご相談のうえ設定することで「安心してご利用いただける購買未収金取引約定書のご契約締結」について、当 J A の広報誌・ホームページ・通知文書でご連絡しております。

※購買未収金取引を行っている組合員さまへ購買未収金取引約定書にかかるご連絡文書の郵送を行っております。

※ご契約希望の組合員さまはご連絡文書の内容をご確認のうえ、営農購買部購買課・営農課・合川支店・森吉支店・上小阿仁支店・阿仁支店までご連絡のうえ、契約締結にかかる相談を行っていただきますようお願いいたします(ご相談時には郵送されました書類が必要となりますのでご持参願います)。

《購買未収金取引の概要》

- ① 購買未収金取引は、利用品目毎に決済サイトが決まっております。
- ② 決済サイトとは、ご利用代金をお支払いいただく期限のことです。
- ③ 決済サイトが経過するとお利息(年利率 6 %)がかかります。